

男女の賃金の差異 公表

パレネット株式会社
総務部総務課

◆男女の賃金の差異

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)	
全労働者	97.5%	
正規	80.8%	
非正規	-	

対象期間: 令和4事業年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

賃金: 基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等を除く。

正規: 出向者については、当社から社外への出向者を含み、他社から当社への出向者を除く。

◆説明欄の記述

- ・制度上の男女賃金差異はない。
- ・正規労働者について、男女の賃金差の要因は管理職が男性のみのためである。
- ・令和5年4月に女性管理職を1名に任用済。今後も意識付け教育などを行い女性管理職候補を育成していく予定である。
- ・非正規労働者は女性対象者がいない状況である。